

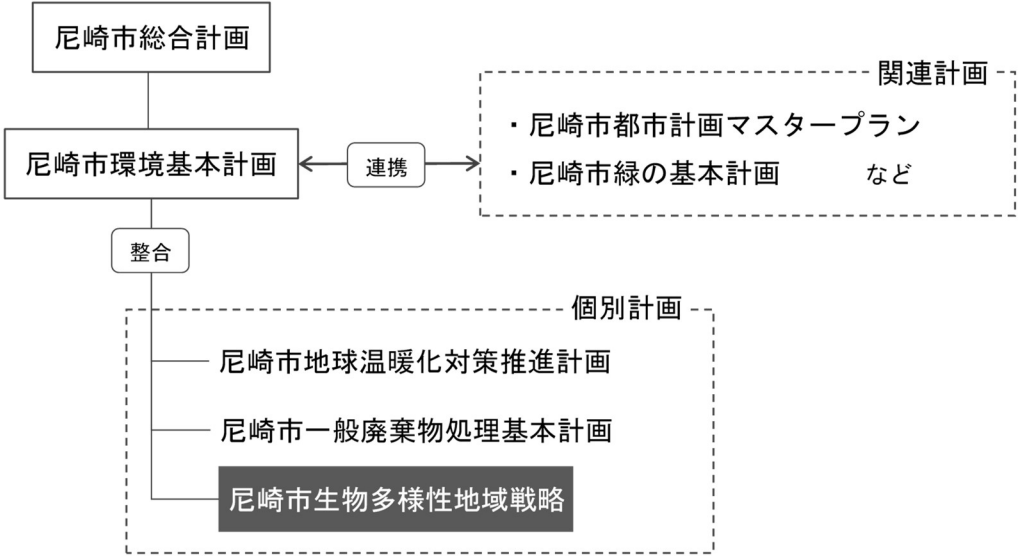
尼崎市生物多様性地域戦略の策定の方向性について

はじめに

- ・第2回部会以降において審議の中心となる「目標・施策体系」を検討するにあたって戦略の位置付け、生物多様性に関する国内外の動向、戦略策定の視点など前提とすべき事項について整理を行います。

1 位置付け

- ・尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現することを目的としている環境基本計画のうち生物多様性や生態系の保全などに取り組むうえで必要な事項を示す個別計画として策定します。
- ・生物多様性基本法第13条に基づく「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定します。
- ・なお、今後の環境政策のよりどころとできるよう望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性については同時期に策定する環境基本計画に委ねることとし、具体性の高い内容について示すこととします。



※ 尼崎市生物多様性地域戦略の策定と尼崎市環境基本計画の改定については同時期に行うこととしています。
 ※ 行政計画については、現状などに関する情報が多く、冊子が分厚くなる傾向にあり、市民・事業者に敬遠されがちであることなどから、戦略冊子については、尼崎市における生物多様性の概況・目標・施策、理解を深めるためのコラムを掲載することとし、8～16ページ程度の薄い冊子とします。なお、生物調査の結果などについては、尼崎市の環境に関する基礎的な情報が一覧できるよう尼崎市環境基本計画の基本的事項や資料編に記載することとします。

2 計画期間

- ・令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 国内外の動向（参考 1）

- ・2020年までの国際的な取組目標であった生物多様性戦略計画 2011-2020・愛知目標に代わる新しい枠組み（ポスト 2020 生物多様性枠組）の採択を目指し、各国間で交渉が行われています。新しい枠組みは今年冬ごろ採択に採択される予定で、これを踏まえ、今年度内に次期生物多様性国家戦略（ネイチャーポジティブ、30by30、OECM、ワンヘルス、NbS、グリーンインフラ・Eco-DRR など）が策定される見通しとなっています（参考 2）。
- ・地球規模では愛知目標の達成に向けた取組は進捗があったものの、不十分なレベルであり、生物多様性の損失は続いているとされています。自然との共生を目指すためにはあらゆる主体が取り組んでいく必要があります、気候変動や生産・消費などの幅広い分野と連携した「社会変革」が必要と指摘されています（地球規模性多様性概況第 5 版）。
- ・日本では生物多様性の状況は悪化傾向にあることやその恩恵（生態系サービス）の多くが過去と比較して減少または横ばいで推移しているとされています。都市部においては高度経済成長期に農地の減少や河川の水質の悪化などにより、生物の生息・生育環境の減少や質の低下がみられましたが、現在は河川の水質の改善や公園などの新たな緑地の増加などによりこれらの環境に適応した生物の分布が拡大していることも確認されています（生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021）。

4 戦略の策定にあたっての視点（参考 8 第 1 回総会で確認済み）

（1）過去からの自然環境の保全

- ・河川や河畔林、社寺林など過去から存在している自然については、過去の自然の様子を把握する手がかりになるなど、尼崎市の自然の基本的な要素となるものであり、保全していく必要があります。

（2）既存の緑地・水辺の改善

- ・人間の活動によって維持・管理されている場所として、公園や水辺、田畑などがあり、このような環境についても生物の生息・生育環境として捉えていく必要があります。

（3）開発時における生物多様性への配慮

- ・自然の少ない尼崎市であっても開発は今後も行われると考えられ、開発が行われる場合にはその場所にある自然的要素を活かすとともに、開発時に設けられる緑地の質を高めていくなどの仕組みを検討します。

（4）生物多様性の理解の醸成・持続可能な利用

- ・生物多様性を保全する必要性などを認識してもらうために、生物多様性の概念や恩恵をわかりやすく周知・啓発するとともに、恩恵を持続的に享受していくために必要な施策について検討していきます。

【参考】尼崎市環境基本計画の改定の視点（参考8 第1回総会で確認済み）

1 生存基盤としての環境の認識（環境・資源制約の認識）

- ・経済発展により生活は豊かで便利となった一方で、人類が豊かに生き続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあるほか、資源の枯渇・不足といった問題も顕在化しています。これまでの可能な限り環境汚染・負荷を低減するという考え方で環境施策を講じるのではなく、環境・資源には限界があることを前提として、成熟した社会を目指します。

2 バックキャストの視点

- ・環境汚染・負荷の低減に関する施策を漫然と示すのではなく、目標を明確に示し、目標を達成するために必要な道筋となるよう施策を示すとともに、これらの進捗を管理できるような指標についても検討します。

3 経済のグリーン化

- ・脱炭素社会の実現や循環経済（サーキュラーエコノミー）^{※1}への移行、SDGsの達成といった動きが促進されるよう ESG 投資^{※2}を意識した施策を検討するほか、市民においてもエシカル消費^{※3}を普及させるなど経済活動全般が環境に配慮されたものとしていきます。

※1 資源の効率的な利用によって付加価値を生み出すような経済

※2 財務情報だけでなく環境・社会・企業統治の要素を考慮した投資

※3 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動

4 環境・経済・社会の課題の統合的な解決（SDGsの達成）

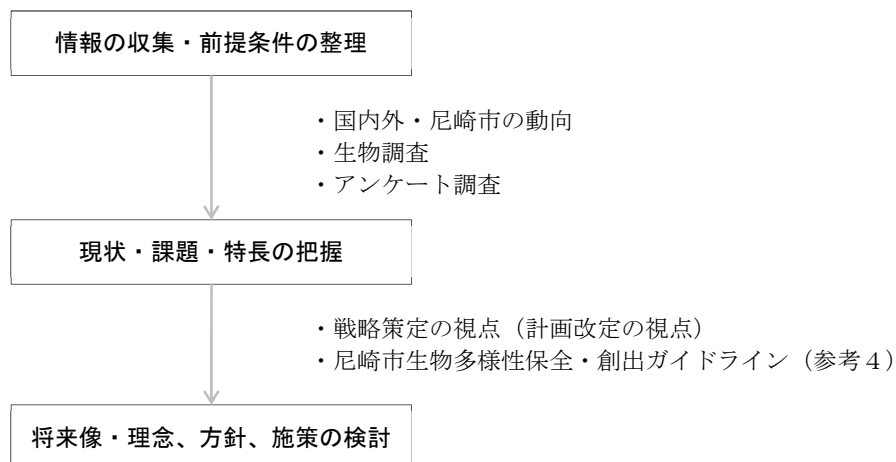
- ・環境問題は社会経済活動と密接に関係していることから、個別の課題を解決するための施策だけでなく、環境・経済・社会における課題を統合的に解決するために横断的な施策を検討していきます。

5 尼崎市における課題の解決

- ・尼崎市における人口動態には、若年層（20歳代）が転入超過である一方で、ファミリー世帯（0～4歳、30歳代後半）が転出超過という課題があり、バランスの取れた人口の年齢構成を実現するため、ファミリー世帯の定住・転入を促進していく必要があります。
- ・環境配慮型の住宅の普及や自然との触れ合いの機会の創出などの環境施策については、ファミリー世帯の定住・転入や子育てを楽しめる取組にも資するものとして捉えるなど、全市的な課題の解決を意識した環境施策を検討していきます。

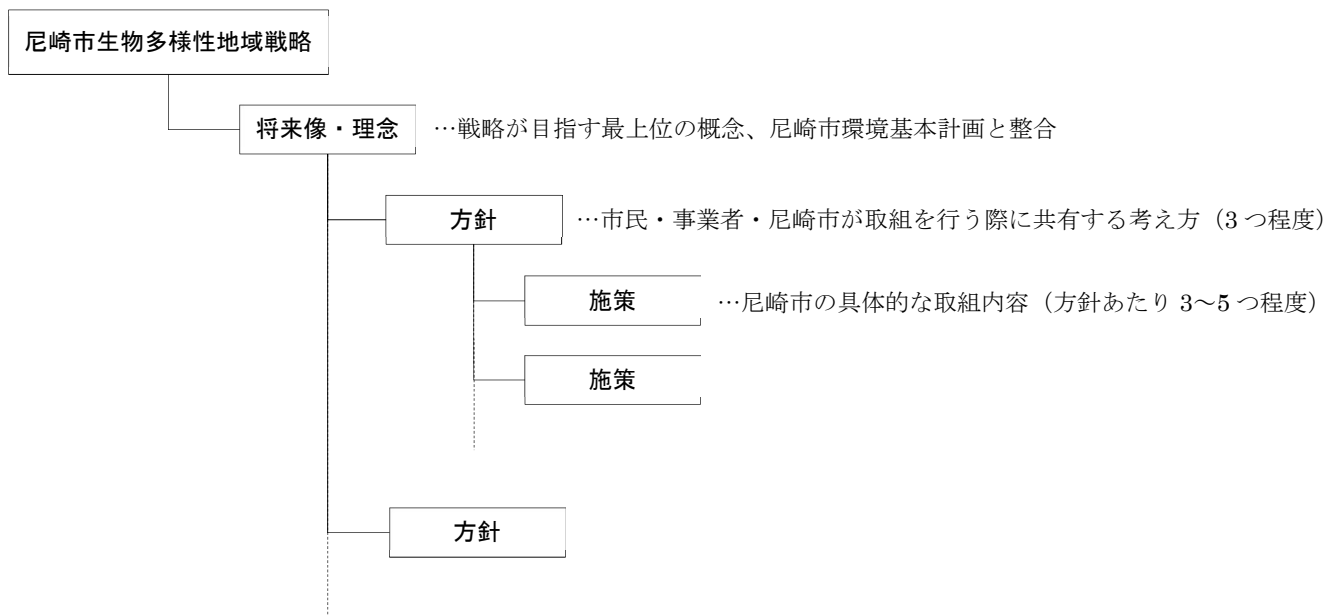
6 戦略の検討手順・体系

（1）検討の手順



(2) 戦略の体系

- ・戦略が複雑にならないよう最上位の概念を「将来像・理念」、市民・事業者・尼崎市が取組を行う際に共有する考え方を「方針」、尼崎市の具体的な取組内容を「施策」とする3層の構造とします。なお、「将来像・理念」については、尼崎市環境基本計画における自然・生態系に関する目標と整合を図るものとしてします。
- ・「将来像・理念」の実現の状況については「数値目標」を設定し、把握するほか、数値目標の達成に向けた取組状況については「指標」を設定し、把握することとします。



(3) 検討の方向性

- ・尼崎市は都市化が進んでおり、生物の生息・生育環境については人為的な影響を受けているほか、自然に親しむ機会も限られていることから、自然に関する感性を育みにくい状況にあると考えられます。そのため、戦略については、「都市」という特性を踏まえつつ、生物多様性への理解・関心を醸成していくために、「季節」など親しみのあるキーワードから検討を進めていくこととします。

6 進捗管理

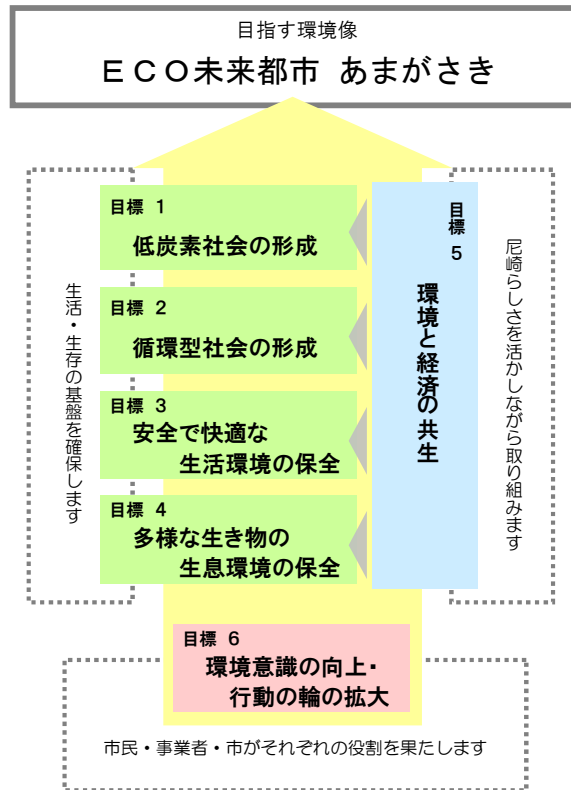
- ・毎年度の取組について把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し(5年目)・改定(10年目)のタイミングで環境に関する取組状況や基礎データの傾向などを整理、評価したうえで、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けることとします。

【参考】尼崎市環境基本計画の体系（第1回尼崎市環境基本計画改定部会で確認済み）

- ・「目標体系」については、必要に応じて表現の見直しを行います。現行計画を基本とすることとし、「目指す環境像」や「施策」については、新たに検討することとします。
- ・なお、「施策」については、目標1は尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成31年3月策定、令和4年3月一部改訂）、目標2は尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）を基本とし、目標4は別途策定する尼崎市生物多様性地域戦略と整合を図ることとします。

●現行計画の目標体系

- ・環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として、「ECO未来都市 あまがさき」の実現を目指し、3つの視点から6つの目標を定めて取組を行っています。



●取組の方向性

- ・目標と施策の間に市民・事業者・行政の各主体が取組を行うにあたっての考え方を「取組の方向性」として示しています。

